

平成21年10月の子育て支援医療費助成制度対象年齢拡大に伴う

さいたま市子育て支援医療費助成制度

日本スポーツ振興センター災害共済制度

運用に伴う想定事例集



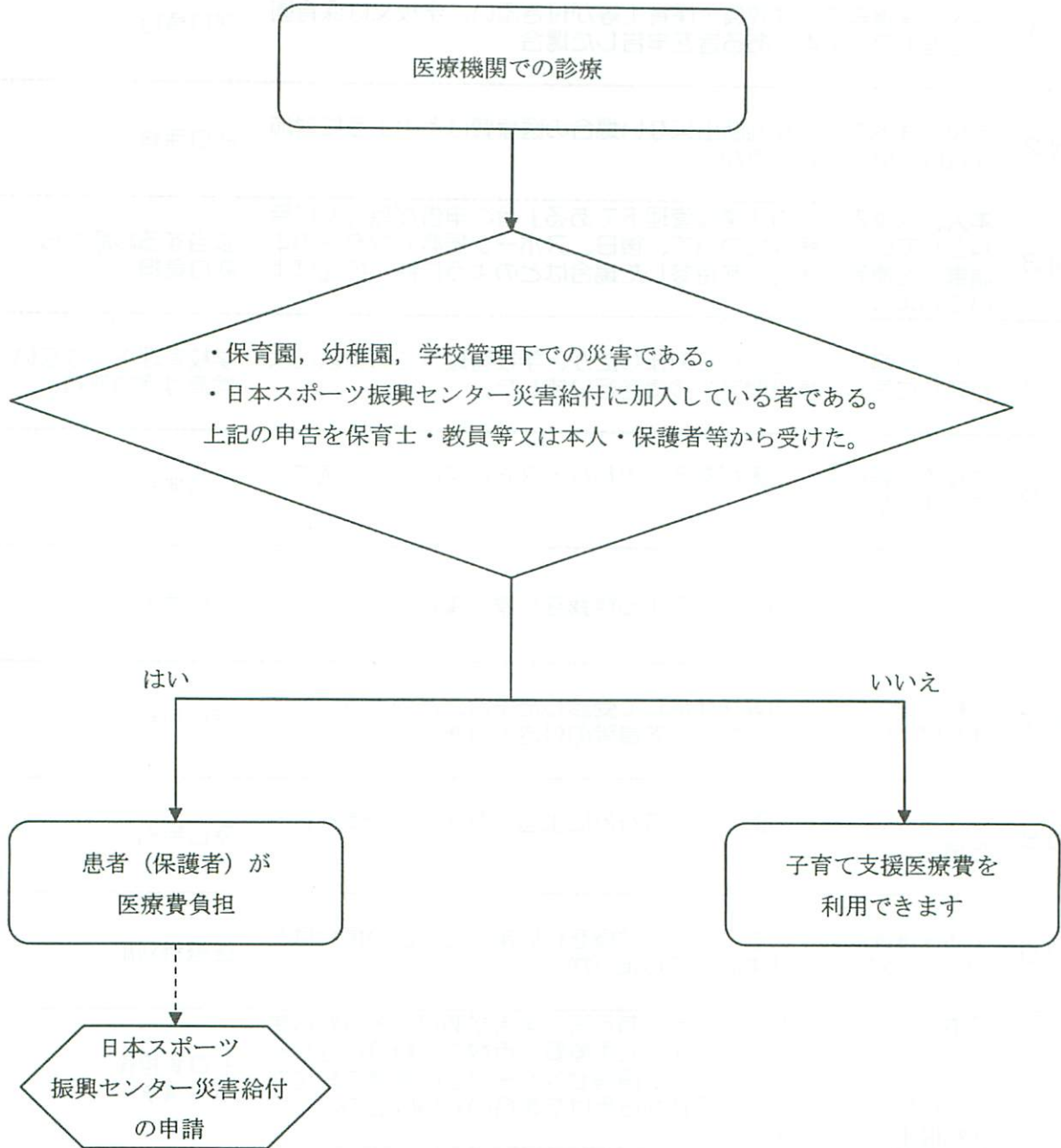
平成21年10月

さいたま市 保健福祉局 福祉部 年金医療課

医療機関窓口での事務取り扱い方法

業図書宝

◎保育園、幼稚園等の園児、小中学生の受診について



凡例 → 医療機関での事務
 - - -> 受診者・学校等の作業

※ 事例3の場合及び、事例8の一部にあるような悪意のある第三者行為による受傷の場合はこの限りではありません。

想定事例集

事 例	判 断	ページ
事例 1 本人・保護者または教員・保育士等が付き添い、学校又は保育園の管理下での災害である旨を申告した場合	窓口負担	… 1
事例 2 学校管理下であるか判断出来ない場合の医療費はどのように対応すればよいのでしょうか。	窓口無料	… 2
事例 3 本人、保護者からの「学校管理下である」旨の申告が無く窓口無料としていた傷病等について、後日、スポーツ振興センターの申請書（医療等の状況）を持参した場合どのように取り扱えばよいのでしょうか。	該当する診療から 窓口負担	… 3
事例 4 以前より病気にて通院していましたが、学校管理下での災害により新たに同じ医療機関での診療を行いました。	学校管理下ではない 診療は窓口無料	… 4
事例 5 学校等の管理下に原因があると思われるストレスによる病気で診療しました。	窓口無料	… 5
事例 6 学校等の管理下でのけんかによる怪我を診療しました。	窓口負担	… 6
事例 7 学校管理下にて持病等を発症して受診した場合、どのように対応すればよいのでしょうか。（教員等の付き添いあり）	窓口無料	… 7
事例 8 交通事故や、悪意のある第三者行為による受傷などで診療を行った場合。	窓口無料	… 8
事例 9 生活保護家庭の子どもについて診療を行いました。この場合はどのように対応すればよいのでしょうか。	医療券対応	… 9
事例 10 スポーツ振興センターの対象である旨の申告があり、医療費は患者に請求していたが、治癒までに医療費総点数が500点を超過しなかった場合など、スポーツ振興センターから医療費の給付が受けられない旨の相談を患者から受けた場合の対応はどのようにすればよいのでしょうか。	窓口負担後、 市へ請求	… 10
事例 11 学校等の管理下ではない病気と、学校等での怪我について、同日に両方とも診療しました。再診料はどのようにレセプトに記載すればよいのでしょうか。また、この日に処方箋を出した場合、処方箋料はどうでしょうか。	再診料・処方箋料 ともに市請求に含める	… 11
事例 12 学校等の管理下での傷病も全て子育て支援医療費の対象として無料とし、スポーツ振興センターとの調整を市で行ってもらえないのでしょうか。	-----	… 12

事例1

- 本人・保護者または教員・保育士等が付き添い、学校又は保育園での災害である旨を申告した場合。

・ 学校等の管理下である旨の申告があった場合、窓口で医療費を請求して下さい。

本人・保護者、又は教員・保育士等が「学校等の管理下である」旨を申告した場合は窓口で医療費を請求して下さい。（学校等の管理下の災害により受診する場合は子育て支援医療受給証を使用しないように周知徹底を図ります。）

尚、学校等の管理下であることが判然としない場合は子育て支援医療費受給資格証の適用対象となりますので、医療機関では窓口無料として下さい。

生活保護世帯の医療費については学校等の管理下の災害であってもスポーツ振興センターの医療費給付の対象とはなりませんので、従来どおり生活保護の医療券で扱ってください。

事例2

学校等の管理下であるか判断できない場合の医療費はどのように対応すればよいのでしょうか。

・ 学校等の管理下であるか判断が出来ない場合などの医療費は窓口無料化として対応して下さい。

本人等からの（学校等の管理下の災害である旨の）申告が無い場合の医療費については、子育て支援医療費の対象として下さい。

尚、生活保護世帯や、里親に委託されている乳幼児・児童の医療費については子育て支援医療費助成制度の対象とはなりませんので、従来どおり医療券で扱って下さい。

※ 生活保護世帯や、里親に委託されている乳幼児・児童には子育て支援医療費の受給資格証を交付しておりません。

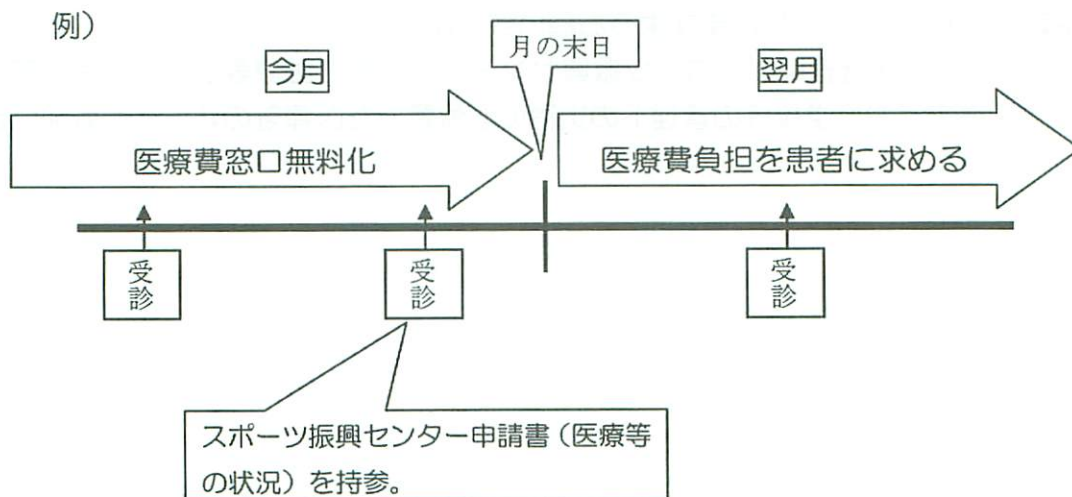
事例3

本人、保護者からの「学校等の管理下である」旨の申告が無く窓口無料と
 していた傷病等について、後日、スポーツ振興センターの申請書（医療等
 の状況）を持参した場合はどのように取り扱えばよいでしょうか。

- ・ スポーツ振興センターの申請書（医療等の状況）を持参した場合は持参した日の
 属する月までは窓口無料化として、翌月の診療からは医療費の請求をして下さい。

スポーツ振興センターの申請書（医療等の状況）を持参した場合、該当の傷病はスポーツ
 振興センターの災害給付の対象となります。よって、申請書（医療等の状況）を持参した月
 は窓口無料化で、翌月からは窓口負担を求めて下さい。

スポーツ振興センター申請書（医療等の状況）を持参した場合は学校等の管理下の
 災害の医療費分について、従来どおり医療費総額の記載をお願いします。



【参考】 スポーツ振興センター申請書（医療等の状況）→添付資料1をご覧ください。

事例4

以前より病気にて通院していましたが、学校等の管理下での災害により新たに同じ医療機関での診療を行いました。

・ 原則、学校等の管理下の傷病等は患者さんに医療費を請求していただくとともに、学校等の管理下ではない病気・傷病等の場合は窓口無料として下さい。但し、医療費を請求する傷病等と、無料化となる病気・傷病等で分割する事が困難な場合は全額子育て支援医療費の対象として扱って頂いて構いません。

レセプトへの記載については公費対象と公費対象外の双方の記載がそれぞれ出来るようになっているとの事でした。(社会保険診療報酬支払基金に確認。)これに応じて学校等の管理下の傷病(保険請求:7割分)と学校等の管理下ではない傷病(保険請求:7割分+市子育て医療請求:3割分)のそれぞれの内容をレセプトに記載して下さい。

尚、レセプト作成要領は国公費該当分と公費非該当分が混在する場合の取り扱いと同様に取り扱っていただきますようお願い致します。

本人若しくは保護者等がスポーツ振興センター申請書(医療等の状況)を持参した場合は、従来どおり学校等の管理下の災害の医療費分を医療等の状況へ記載願います。

事例5

学校等の管理下に原因があると思われるストレスによる病気で診療しました。

・ 学校等の管理下に原因があると思われるストレスなどの病気については医療費無料化で対応して下さい。

学校等の管理下での怪我などはスポーツ振興センターの対象となりますが、学校等の管理下に原因があると思われるストレスなどの病気については、スポーツ振興センターの適用となるか否かの判定までに相当の時間を要する（判定されないこともある）ため、原則、子育て支援医療の対象として下さい。

【参考】 怪我の場合⇒事例6 学校等の管理下でのけんかによる怪我を診療しました。

事例6

学校等の管理下でのけんかによる怪我を診療しました。

- ・ 学校等の管理下の傷病等でのけんか等の場合は患者さんに医療費を請求して下さい。
-
-

学校等の管理下でのけんかによる怪我などは、基本的にスポーツ振興センターの災害給付の対象となります。

スポーツ振興センター申請書（医療等の状況）を持参した場合は学校等の管理下の災害の医療費分について、従来どおり医療費総額の記載をお願いします。

【参考】 怪我ではない症状の場合⇒事例5 学校等の管理下に原因があると思われるストレスによる病気で診療しました。

事例7

学校管理下にて持病等を発症して受診した場合、どのように対応すればよいのでしょうか。（教員等の付き添いあり）

・ 教員等の付き添いがあってもスポーツ振興センター対象外の旨の申告があった場合は窓口無料化として対応して下さい。

学校管理下でも、持病の発症などの場合はスポーツ振興センターの給付対象外となる場合があります。

スポーツ振興センター対象外である旨、教員等が付き添い時に医療機関窓口で申告した場合は子育て支援医療費の対象として下さい。（教職員等が医療機関に付き添う場合は学校等の管理下の災害であるか否かの申告を行うように周知徹底を行います。）

事例8

交通事故や、悪意のある第三者行為による受傷などで診療を行った場合。

-
- ・ 交通事故又は悪意のある第三者行為による受傷などの場合で、国保など医療保険の対象とならない場合は子育て支援医療費助成制度も使用出来ません。
-

子育て支援医療費助成制度は保険診療を行った場合の本人の一部負担金を助成する制度ですので、国保など医療保険の対象外の診療では対象外となります。

また、保険診療が認められる場合であっても、学校等の管理下の災害等でスポーツ振興センター災害給付の適用がある旨の申告を受けた場合は窓口で医療費を請求して下さい。

事例9

生活保護家庭の子どもについて診療を行いました。この場合はどのように対応すればよいのでしょうか。

・ 日本スポーツ振興センターによる災害給付・子育て支援医療費助成制度ともに生活保護世帯に対する医療費給付または助成を行っていません。従来通り生活保護の医療券による対応として下さい。

※この場合でも患者又は保護者等が「障害診断書」などの書類の記入を依頼する場合がありますのでこの場合は同用紙への記入等、対応をお願いします。

生活保護世帯に関しては子育て支援医療費助成制度では制度の対象外となり、スポーツ振興センター災害給付ともども医療費給付は行われないものの、スポーツ振興センター災害給付制度では障害見舞金・死亡見舞金の給付があります。

※ 生活保護世帯や、里親に委託されている乳幼児・児童には子育て支援医療費の受給資格証を交付しておりません。

事例10

スポーツ振興センターの対象である旨の申告があり、医療費は患者に請求していたが、治癒までに医療費総点数が500点を超過しなかった場合など、スポーツ振興センターから医療費の給付が受けられない旨の相談を患者から受けた場合の対応はどのようにすればよいのでしょうか。

・ 医療機関発行の領収書等を沿えて区役所で医療費申請の手続を行うことにより、子育て支援医療費助成制度から後日、医療費の支払が可能である旨お知らせしてください。

上記の事例のようにスポーツ振興センターの災害給付の対象でも、完治までにかかった医療費が小額であり、給付対象外と判断されてしまった場合は後日、子育て支援医療助成制度において医療費助成を行う事が可能ですので、お住まいの区の保険年金課へのご案内をお願いします。この場合において、保険診療である医療費は子育て支援医療費助成制度の対象となりますが、文書料・薬ビン代・健康診断など、保険診療とならないものは支給の対象外となります。

事例 1 1

学校等の管理下ではない病気と、学校等での怪我について、同日に両方とも診療しました。再診料はどのようにレセプトに記載すればよいでしょうか。また、この日に処方箋を出した場合、処方箋料はどうでしょうか。

-
- ・ 再診料、処方箋料共に子育て支援医療費の対象として取り扱って頂いて構いません。
-

学校等の管理下での災害にかかる診療のみである場合は再診料、処方箋料ともにスポーツ振興センターの該当となりますが、同日受診により従来の病気の診療と学校等の災害の切り分けが不可能である場合は再診料、処方箋料ともに子育て支援医療費（81公費）としてレセプト請求して頂いて構いません。

事例12

学校等の管理下での傷病も全て子育て支援医療費の対象として無料とし、スポーツ振興センターとの調整を市で行ってもらえないでしょうか。

・ 各々二つの制度について、重複して給付を受けることは出来ない事が規定されていることから、学校等の管理下である旨の申告を受けた傷病についてはスポーツ振興センターの給付対象として、医療機関窓口では医療費の請求を行って下さい。また、それ以外の傷病については子育て支援医療費の対象として窓口無料化として対応して下さい。

スポーツ振興センターの施行令で、市町村の給付を受けた場合は「その受けた限度において、災害共済給付を行わない。」とされています。また、市の医療費助成制度を使用した場合、スポーツ振興センターの医療費申請に際しては市町村の医療費助成を利用した旨を報告することとなっています。

【参考】 重複して給付を受けることは出来ない規定→添付資料2をご覧ください。

別紙 3 (1)

医療等の状況

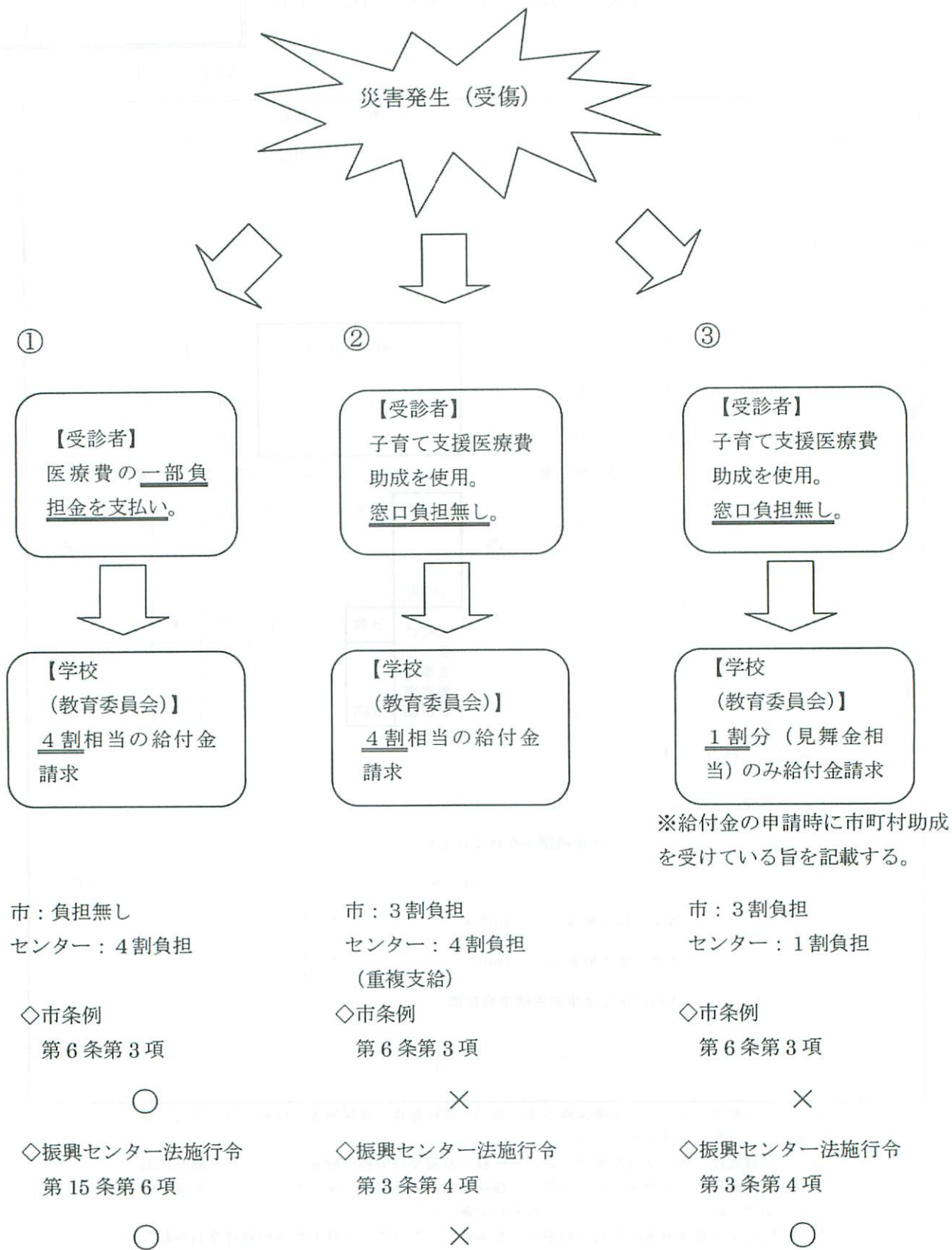
学校 (保育所) 記入欄
立 _____ 学校 (園) _____

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日分

被災児童 生徒等	氏名		男	昭和						日生				
			女	平成										
傷病名	(1)													
	(2)													
	(3)													
診療開始日	(1)	平成	年	月	日	診療実日数			転 帰					
	(2)	平成	年	月	日	日			治	死	中			
	(3)	平成	年	月	日				ゆ	亡	止			
診療 療求 報点 酬数	外 来 に 係 る 療 養					入 院 に 係 る 療 養								
	十	万	千	百	十	一	日 数	十	万	千	百	十	一	点
							日 間							点
							入院に 係る 食事療 養標準 負担額	日 数	万	千	百	十	一	円
								日 間						円
上記のとおりです。														
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日														
医療機関所在地及び名称														
氏 名										印				
※ 決 定	外来に係る療養分		10円×	点× $\frac{4}{10}$ =							円			
	入院に係る療養分		10円×	点× $\frac{4}{10}$ =							円			
	入院に係る食事療養標準負担額											円		
	合 計											円		

- (注) 1 この医療等の状況は、医療保険各法に基づく被扶養者、被保険者又は組合員としての療養を受けた場合に使用すること。
- 2 この様式は、病院又は診療所における医科の療養及び歯科の療養並びに旧総合病院における各診療科ごとの療養（入院患者が当該病院の他の診療科（歯科を除く。）の療養を併せ受けた場合を除く。）については、それぞれ別葉とすること。
- 3 入院に係る食事療養標準負担額欄は、食事をとった日数の合計と食事療養標準負担額の合計額を記入すること。
- 4 ※印は、記入しないこと。
- 5 この医療等の状況の用紙は、日本工業規格 A 4 縦型とすること。

学校等管理下での災害時、給付の請求の流れ



独立行政法人日本スポーツ振興センター法

第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 その設置するスポーツ施設及び附属施設を運営し、並びにこれらの施設を利用してスポーツの振興のため必要な業務を行うこと。

～ 中略 ～

- 六 学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）につき、当該児童生徒等の保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合における里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の政令で定める者を含む。以下同じ。）又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあつては当該生徒若しくは学生その他政令で定める者に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。以下同じ。）を行うこと。

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例

（子育て支援医療費助成金の支給）

第6条 市長は、受給資格者に対し、子育て支援医療費に係る助成金（以下「子育て支援医療費助成金」という。）として、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額を支給するものとする。

- (1) 乳幼児 通院及び入院に係る一部負担金の額に、当該医療に伴う健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額（次号において「食事療養標準負担額」という。）の2分の1に相当する額を加算した額
- (2) 児童 入院に係る一部負担金の額に、当該医療に伴う食事療養標準負担額の2分の1に相当する額を加算した額

～ 中略 ～

- 3 第1項の規定にかかわらず、一部負担金及び食事療養に要する費用について、法令の規定により他に給付を受けることができる場合は、当該給付を受けることができる額の限度において、子育て支援医療費助成金を支給しない。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年八月八日政令第三百六十九号）

第三条 法第十五条第一項第六号 に規定する災害共済給付（以下この章において単に「災害共済給付」という。）の給付金の額は、次の各号に掲げる給付の種類ごとに、当該各号に定める額とする。

～ 中略 ～

- 4 センターは、学校の管理下における児童生徒等の災害（法第十五条第一項第六号 に規定する災害をいう。以下同じ。）について、当該児童生徒等が他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養若しくは療養費の支給を受け、又は補償若しくは給付を受けたときは、その受けた限度において、災害共済給付を行わない。

84739

診療報酬明細書 (医科入院外) 2 国 平成 21 年 7 月分 県番 11 医コ 1 2 3 4 5 6 7

1 医科 1 国 1 単独 6 家外

公費①	公受①
公費②	公受②

保険	1 1 4 0 2 5	給割 7
記号・番号	9 8 7 6 1 2 3 4 5	

氏名	さいたま 一郎	特記事項
性別	1 男	
年齢	4 平	
身長	13.5.5 生	
職務上の事由		

保険区 埼玉県さいたま市
 医療機関 医療法人 ***病院
 の所在
 地及び 048-****-****
 名称 (77 床)

傷病名	(1) 右前額部挫傷	診療開始日	(1) 21年 7月 1日	診療日数①	1 日
				診療日数②	日

1.1 初診	1 回	270
1.2 再診	×	回
再 外来管理加算	×	回
診 時間外	×	回
休 日	×	回
深夜	×	回
夜	×	回

1.3 医学管理

1.4 往診	回
在 夜間	回
深夜・緊急	回
在宅患者訪問診療	回
宅 その他	
薬 剤	

2.0 投薬	2.1 内服薬剤	単
	内服調剤	×
	2.2 点滴薬剤	単
	2.3 外用薬剤	単
	外用調剤	×
	2.5 処方	×
	2.6 麻酔	回
	2.7 調剤	回

3.0 注射	3.1 皮下筋肉内	回
	3.2 静脈内	回
	3.3 その他	回

4.0 処置	1 回	45
処 薬剤		3

5.0 手術	手術・麻酔	回
手 薬剤		

6.0 検査	検査・物理	回
検 薬剤		

7.0 画像	画像診断	回
画 薬剤		

8.0 他薬	処方せん	回
	その他	
	薬 剤	

請求点数	318	一部負担金額 円
療養の給付①		
療養の給付②		※高額 円※公 点※公 点

(スポーツ振興 診療あり)
 (40)*創傷処置(1) 45 × 1
 ゲンタシン軟膏 1mg 2g 3 × 1

スポーツ振興センター災害給付使用。
 子育て支援医療費は不使用。(医療費は窓口負担)

請求書兼領収書

患者No. 84739
 保険者No. 114025

氏名 さいたま 一郎 様

21年 7月 1日

初・再診料	医学管理等	在宅医療	投 薬	注 射	処 置
270 ^円	0 ^円	0 ^円	0 ^円	0 ^円	48 ^円
手 術	麻 酔	検 査	病 理 診 断	西 像 診 断	リハビリテーション
0 ^円	0 ^円	0 ^円	0 ^円	0 ^円	0 ^円
精神科専門療法	放射線治療				
0 ^円	0 ^円				

保険点数合計	負 担 率	負 担 金			
318 ^円	0 [%]	950 ^円			
	保険外合計金額	消費 税 等	優 待 金	前 回 未 収 金	
	0 ^円		0 ^円	0 ^円	
請 求 金 額		今 回 未 収 金	領 収 金 額		
950 ^円		0 ^円	950 ^円		

領 収 印

上記の通り請求いたします。

埼玉県さいたま市
 医療法人 ***病院

048-***-****

84747

診療報酬明細書 (医科入院外) 2 国 平成 21 年 7 月分 県番 11 医コ 1 2 3 4 5 6 7

1 医科 1 国 2 2 併 2 本外

公費①	8 1 1 1 4 0 2 7	公費②	1 1 1 1 1 1 1
公費③		公費④	

保険	1 1 4 0 2 5	給割	7
記号・番号	9 8 7 6		

氏名: さいたま 花子
 年齢: 2 女 4 平 14.6.6 生
 職務上の事由:

保険医 埼玉県さいたま市
 医療機関 医療法人 *** 病院
 の所在
 地及び 048-***-****
 名称

(77 床)

傷病名	診療開始日	診療日数	診療日数①	診療日数②
(1) 気管支炎、右手関節部打撲傷	(1) 21年 7月 1日	1 日	1 日	1 日
1 1 初 診	1 回	270	270	
1 2 再 診	×	回		
再 外来管理加算	×	回		
診 時 間 外	×	回		
診 休 日	×	回		
診 深 夜	×	回		
1 3 医学管理				
1 4 往 診		回		
在 夜 間		回		
深 夜 ・ 緊 急		回		
在宅患者訪問診療		回		
宅 其 他				
薬 2 1 内 服 薬 剤		単		
投 内 服 調 剤	×	回		
2 2 吐 服 薬 剤		単		
2 3 外 用 薬 剤		2 単	26	6
外 用 調 剤	6×	1 回	6	6
2 5 処 方	42×	1 回	42	42
2 6 麻 毒		回		
2 7 調 基			8	8
3 0 3 1 皮 下 筋 肉 内		回		
注 射 3 2 静 脈 内		回		
3 3 其 他		回		
4 0 処 置	1 回	45		
処 薬 剤		4		
5 0 手 術 ・ 麻 酔		回		
手 薬 剤				
6 0 検 査 ・ 病 理		回		
検 薬 剤				
7 0 図 像 診 断		回		
画 薬 剤				
8 0 処 方 せ ん		回		
他 其 他 薬 剤				
保 険 求 点 決 定 点	401			
給 付 ①	332			
給 付 ②				

- (23) *アルピニー坐剤 5.0 5.0mg 3個 6 × 1
- *MS冷シップ「タイホウ」 200g 20 × 1
- (40) *創傷処置(1) 45 × 1
- MS冷シップ「タイホウ」 40g 4 × 1

子育て支援医療費とスポーツ振興センター災害給付の2つのパターンで受診した場合のレセプト記載例です。

子育て支援医療費該当分とスポーツ振興センター該当分を入力した場合、投薬については主保険26点のうち、6点が子育て支援医療費助成の対象として入力された事を想定しています。療養の給付欄には主保険のうち、公費81(子育て支援医療費助成にかかる点数が332点として公費①欄に集計されています。

※高額 円※公 点※公 点

請求書兼領収書

患者No. 84747
 保険者No. 114025

氏名 さいたま 花子 様

21年 7月 1日

初・再診料	医学管理等	在宅医療	投 薬	注 射	処 置
270 ^円	0 ^円	0 ^円	82 ^円	0 ^円	49 ^円
手 術	麻 酔	検 査	病 理 診 断	画 像 診 断	リハビリテーション
0 ^円	0 ^円	0 ^円	0 ^円	0 ^円	0 ^円
精神科専門療法	放射線治療				
0 ^円	0 ^円				

保険点数合計	負 担 率	負 担 金	領 収 印		
401 ^点	0 [%]	210 ^円	<div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>		
保険外合計金額	消 費 税 等	優 待 金			前 回 未 収 金
0 ^円	0 ^円	0 ^円			0 ^円
請 求 金 額		今 回 未 収 金	領 収 金 額		
210 ^円		0 ^円	210 ^円		

上記の通り請求いたします。

埼玉県さいたま市
 医療法人 ***病院

048-***-****

84751

診療報酬明細書 (医科入院外) 2 国 平成 21 年 7 月分 県番 11 区 1 2 3 4 5 6 7

1 医科 1 国 3 3 併 6 家外

公費①	5 1 1 1 6 0 2 8	公費②	1 2 3 4 5 6 6
公費③	8 1 1 1 4 0 2 7	公費④	2 3 4 5 6 7 6

保険	1 1 4 0 2 5	給割	7
記号・番号	1 2 3 9 8 7 6		

氏名 **さいたま 太郎**

性別 **男** 年齢 **4 平** 生 **12.4.3**

職務上の事由

特記事項

保険医 埼玉県さいたま市
 診療機関 医療法人 *** 病院
 の所在
 地及び 048-***-****
 名称 (77 床)

傷病名	(1) 潰瘍性大腸炎 (2) 気管支炎、右手関節挫創	診療開始日	(1) 20年 4月 1日 (2) 21年 7月 1日	診療終了日		診療日数	1 日
-----	-------------------------------	-------	--------------------------------	-------	--	------	-----

11	初 診		回				
12	再 診	60×	1回	60	60	60	
	外来管理加算	×	回				
	時 間 外	×	回				
	診 休 日	×	回				
	深 夜	×	回				
13	医学管理						
14	往 診		回				
	夜 間		回				
	深夜・緊急		回				
	在宅患者訪問診療		回				
	その 他						
	薬 剤						
20	21 内服薬剤		単				
	内服薬剤	×	回				
	22 屯服薬剤		単				
	23 外用薬剤		1単	12	12	12	
	外用薬剤	6×	1回	6	6	6	
	25 処 方	42×	1回	42	42	42	
	26 麻 毒		回				
	27 調 基			8	8	8	
30	31 皮下筋肉内		回				
	注 射		回				
	32 静 脈 内		回				
	33 其 他		回				
40	処 置		1回	45			
	処 置 薬 剤			5			
50	手 術・麻酔		回				
	手 術 薬 剤						
60	検 査・理 理		1回	216	216	216	
	検 査 薬 剤						
70	図 像 診 断		回				
	薬 剤						
90	処 方 せ ん		回				
	其 他						
	他 薬 剤						
保 険 調 査 求 点 決 定 点							
保険料	394	←					
給付①	276	←					
給付②	344	←					

23)	* S P トローチ明治 0.25mg 2.0錠	12 × 1
40)	* 創傷処置 (1)	45 × 1
	ゲンタシン軟膏 1mg 3g	5 × 1
60)	* 末梢血液一般検査、末梢血液像	40 × 1
	* 血液採取 (静脈) B-V	11 × 1
	* 血液学的検査判断料	125 × 1
	* 検体検査管理加算 (I)	40 × 1

公費“51” 特定疾患で自己負担額がある場合、公費“81” さいたま市子育て支援医療費助成制度、スポーツ振興センター災害給付制度にて受診。

明細に縦に入力された、主保険に関する点数・公費1 (特定疾患) に関する点数・公費2 (子育て支援医療費) に関する点数の合計が療養の給付欄に集計されます。この中で40欄に入力された45点と5点の合計が公費対象外となり、スポーツ振興センターの災害給付の対象となるものです。

※高額 円※公 点※公 点

請求書兼領収書

患者No. 84751
 保険者No. 114025

氏名 さいたま 太郎 様

21年 7月 1日

初・再診料	医学管理等	在宅医療	投 薬	注 射	処 置
60 ^円	0 ^円	0 ^円	68 ^円	0 ^円	50 ^円
手 術	麻 酔	検 査	病 理 診 断	画 像 診 断	リハビリテーション
0 ^円	0 ^円	216 ^円	0 ^円	0 ^円	0 ^円
精神科専門療法	放射線治療				
0 ^円	0 ^円				

保険点数合計	負 担 率	負 担 金	
394 ^点	0 [%]	150 ^円	
	保険外合計金額	消費 税 等	優 待 金
	0 ^円		0 ^円
			前 回 未 収 金
			0 ^円

領 収 印

請 求 金 額	今 回 未 収 金	領 収 金 額
150 ^円	0 ^円	150 ^円

上記の通り請求いたします。

埼玉県さいたま市
 医療法人 ***病院

048-***-****